

定額残業代の否認・メンタルヘルス問題について近時の裁判例

講師 弁護士 向井 蘭氏

平成 25 年 9 月 2 日
東京都社会保険労務士会豊島支部長 岩間 靖幸
豊島支部研修委員会委員長 吉田 秀子

平成 25 年度第 2 回「豊島支部独自研修委員会」のご案内

「定額残業代を賃金で分けて支払い、それについて就業規則や雇用契約書できちっと記載していれば認められる」と思っていた方も多いと思います。それが否認されるとしたら？今一番注目されている話題です。この 1 年間の定額残業代についての裁判例は、今までの私たちの概念を覆すものがあります。最新の裁判例情報を弁護士向井先生からお話しいただきます。またメンタルヘルスも最近の大きな話題となっています。退職や解雇などの最近の裁判例から対処方法についてお話しいただきます。

私たちの実務上ですぐに役立つお話を聞けるまたとない機会です。皆様お誘い合わせのうえ、是非御参加下さい。

(豊島支部研修委員 伊藤綾子 今村淳子 戒悟 佐藤富雄 下田健二 下村佳子 高伊茂 藤間政雄)

記

1. 日時	平成 25 年 10 月 9 日(水) 午後 13 : 30~16 : 30 (3 時間) (13 時 10 分受付開始)
2. 会場	豊島区あうるすぽっと 3 階 会議室 B (東京メトロ有楽町線東池袋駅 直結 豊島区東池袋 4-5-2 ライズアリーナビル)
3. 講義内容	「定額残業代についての近時の裁判例」 ・定額残業代の近時の裁判例から読み取れる裁判官の本音 ・就業規則と契約書が完璧であっても定額残業代が否定される場合がある ・営業手当、管理職手当として残業代を支払っても否定される場合がある ・未払い残業代の放棄の方法 ・裁判例から読み取れる適法に定額残業代を運用する方法 「メンタルヘルス問題についての近時の裁判例」 ・厚い主治医の壁を破れるのはどのような場合か？ ・リハビリ勤務は何をどこまでさせるべきか？ ・退職、解雇をするには何をどこまでするべきか？
4. 講師	弁護士 向井 蘭氏 平成 15 年 弁護士登録 (第一東京弁護士会)。狩野祐光法律事務所入所。平成 20 年 狩野・岡・向井法律事務所に改称。使用者側の労働事件を主に取り扱う法律事務所に所属。主な著書等に「人事・労務担当者のための労働法のしくみと仕事がわかる本」(日本実業出版社)、「社長は労働法をこう使え！」(ダイヤモンド社)、「会社は合同労組・ユニオンとこう闘え！」(日本法令)。
5. 定員	100 名 (先着順・定員になり次第締切 定員超過時のみ後日電話等にて個別にご連絡します。)
6. 受講料	豊島支部 1,000 円 豊島支部以外 2,000 円 (資料代 当日受付にてお支払いください)
7. 申込締切	平成 25 年 9 月 27 日(金) 資料部数確定のため、申し込み期限厳守にご協力ください。
8. 懇親会	研修会終了後、懇親会を行います。個別相談、名刺交換、懇親希望の方はお申込み下さい。 会場 未定 (研修会会場近隣を予定) 17:00 より 会費 4,500 円

研修申込書

申込先 FAX 03-3983-8804(オオイ社会保険労務士事務所) ○をつけてください。

支部名 豊島 ・ その他 () 支部	電話番号 () FAX ()
懇親会に 参加 ・ 不参加 開業 ・ 法人社員 ・ 勤務	フリガナ _____ 氏名 _____

研修会、懇親会に参加お申込みをいただき当日欠席された方には後日費用を請求させていただきます。